

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成19年6月1日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般第19号

1 調達内容

(1) 業務名

広島県環境情報システム構築・運用・保守業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成20年3月1日から平成26年2月28日まで

（地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 予算上限額

167,317千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方式による。

(7) 入札書の記載方法等

入札金額は、契約期間全体の総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 次のいずれかの資格を認定されている者であること。

ただし、会社としてリース契約ができない場合には、次のアの資格を有するリース会社と連名で入札すること。

ア 平成14年広島県告示第1228号（平成15年4月1日から平成19年12月31日までに県が発注する物品の売買、修理、借入れなどの一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など。以下「物品に関する資格告示」という。）によって資格を認定されている者

イ 平成 18 年広島県告示第 715 号(平成 19 年から平成 20 年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「業務委託に関する資格告示」という。)又は平成 19 年広島県告示第 191 号(平成 19 年から平成 20 年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等)によって「15-D システム設計・開発」の資格を認定されている者であること。

- (3) 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から過去 5 年以内に、本県若しくは他の都道府県又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の政令指定都市が整備する大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 22 条に規定する業務を行うための大気汚染常時監視システムの整備に関する契約を締結し、当該契約を完結又は履行中であること。
- (5) 本調達物件に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札参加資格審査の申請手続

- (1) 本件の総合評価一般競争入札への参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)で上記 2 (2)の資格を有しない者は、物品に関する資格告示又は業務委託に関する資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成 19 年 6 月 1 日(金)から平成 19 年 6 月 15 日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県総務部財務局財産管理室(広島県庁舎本館 2 階)

電話 (082)513-2315 (ダイヤルイン)

4 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県環境部環境対策局環境対策室（広島県庁舎南館 3 階）
電話（082）513-2921（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成 19 年 6 月 1 日（金）から平成 19 年 6 月 15 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，又は郵送により請求すること。ただし，郵送による請求の場合は，上記イの期間内に必着することとし，返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は，入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 19 年 6 月 15 日（金） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便，配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の業務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 19 年 6 月 22 日までに通知する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 6 月 12 日（火） 午後 2 時

イ 場所

広島県庁舎南館南 203 会議室

(4) 入札書及び提案書の提出先，提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 19 年 7 月 11 日（水） 午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 7 月 12 日（木） 午後 2 時

イ 場所

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県庁舎本館 R 階 R 会議室

(6) ヒアリング

入札後に提案の詳細について、ヒアリングを行う場合がある。

5 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者のうち、この業務遂行に最適な法人を選定するための提案審査で総得点の最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が 150 点を下回る場合は、落札者とししない。

(2) 提案審査

提案審査は、入札書及び提案書の内容を合計 600 点（次により算出された技術点及び価格点）の範囲内で評価項目ごとに得点化して行う。

なお、評価に当たっては、学識経験者の意見を踏まえた上で、公平かつ客観的に行うものとする。

ア 技術点は、「提案書評価表（別紙）」に基づき、広島県環境情報システム更新業務審査委員会が提案書を評価し、次により算出する。

(7) 評価項目単位の採点

提案書の記載内容により 0 点から 5 点までの 6 段階評価とする。6 段階の評価の目安は、次のとおりとし、県で想定している一般的な提案の評価は、3 点とする。

(目安)

非常に優れている。(5 点)

優れている。(4 点)

普通である。(3 点)

劣っている。(2 点)

評価に値しない。(1 点)

記載がない。(0 点)

(イ) 評価項目単位の重み

重要度に応じて、1 から 3 までの重みを各評価項目単位に設定する。

(ウ) 評価項目点

項目評価単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

(エ) 技術点

技術点は、評価項目点を集計した合計点とする。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する（価格点に端数があるときは、小数点第 2 位以下を四捨五入する。）。

$$\text{価格点} = 300 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記 4 (2) オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、提案書及び封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

なお、提出した書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及びその他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約における特約事項

この入札による契約は、平成 20 年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

入札説明書による。

7 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県環境部環境対策局環境対策室（広島県庁舎南館 3 階）

電話 (082)513 - 2921（ダイヤルイン） ファクシミリ (082)227 - 4815

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required : Construction, management , and maintenance of Hiroshima Prefecture environmental information system
- (2) Fulfillment period : From 1 March 2008 through 28 February 2014(A long-term continuing contract based on the regulations, Article 234-3 of the Local Government Act.)
- (3) Fulfillment place : Specified in the bid explanation form
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m 15 June 2007
- (5) Time-limit for tender : 5:00 p.m 11 July 2007
- (6) Contact point for the notice:Environmental Affairs Office, Environmental Affairs Bureau, Environment Department, Hiroshima Prefectural Government
10-52 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8511 Japan
TEL 082-513-2921(direct dialing)

別紙

提案書評価表

大項目	中項目	番号	小項目（評価項目）	重み	上限配点	
1 基本事項				5	25	
基本事項	基本的な考え方	1	1	本システムの開発に当たっての基本的な考えを記載すること。 また、課題を解決する具体的な方法を記載すること。	1	5
安全性	セキュリティの考え方	1	2	本システムのネットワーク構築に際して、不当な侵入やデータ漏洩を防護するために実施する対策を記載すること。 特に県庁LANWANに対する防護対策を具体的に記載すること。	2	10
信頼性	導入実績	1	3	大気常時監視システム類似のシステムの導入実績とその特徴を記載すること。	2	10
2 システム要件				13	65	
大気常時監視	システム構成	2	1	全体システム構成及びサーバ構成を具体的に記載すること。	2	10
	性能信頼性	2	2	機器の障害などによりシステムダウンや通信エラーがないような仕組みや対策を具体的に記載すること。	2	10
	ハードウェア構成	2	3	ハードウェア構成、個々のハードウェアの仕様・特徴を具体的に記載すること。	2	10
	ソフトウェア構成	2	4	ソフトウェア構成、個々のソフトウェアの仕様・特徴を具体的に記載すること。	2	10
	その他	2	5	その他追加提案があれば、具体的に有益な提案を記載すること。	1	5
事業場情報管理	システム構成	2	6	全体システム構成及びサーバ構成を具体的に記載すること。	1	5
	ハードウェア	2	7	ハードウェア構成、ハードウェア要件を記載すること。特に、本システムが良好な処理速度を保つための工夫について記載すること。	1	5
	ソフトウェア	2	8	ソフトウェア構成、個々のソフトウェアの仕様・特徴を具体的に記載すること。	1	5
	クライアント環境	2	9	初期導入時及び職員パソコン入替時に職員が事前に行わなければならない作業（インストールや設定等）が発生する場合、職員負担の軽減を図るための方法を具体的に記載すること。	1	5
3 機能要件				26	130	
大気常時監視	子局データ確認	3	1	子局（環境系）にて自局のデータを確認する方法を記載すること。	1	5
	データ収集	3	2	定時収集におけるデータ収集時間や利用回線におけるメリット、デメリットを記載すること。	3	15
	緊急時発令通報機能	3	3	発令時の操作や確認方法及び受信確認方法を記載すること。	3	15
	データ出力機能	3	4	出力条件の指定方法、帳票の出力方法などを操作過程に沿って記載すること。	2	10
	データ修正機能	3	5	蓄積データを修正、確定する方法を記載すること。	1	5
	情報公開機能	3	6	本システムで収集した測定結果データをホームページに公開する機能の具体的な実現方法を記載すること。	2	10
	メンテナンス機能	3	7	マスタ管理機能によりユーザが変更可能な項目及びマスタ管理やデータバックアップなどシステムのメンテナンスに必要な作業を記載すること。	3	15
	その他	3	8	運用のために有効とされる機能等その他の追加提案があれば、具体的に有益な提案を記載すること。	1	5

事業場 情報管理	データ登録 機能	3	9	データ登録における入力補助機能，エラーチェック機能などを記載すること。	1	5
	データ参照 機能	3	10	各法令の届出を工場・事業場ごとに一元管理する方法を具体的に記載すること。	1	5
	データ検索 機能	3	11	検索条件の指定方法，検索結果の一覧表出力方法などを記載すること。	2	10
	データ出力 機能	3	12	集計・出力機能として求める事項について，その操作過程と表示画面・出力結果を記載すること。	2	10
	メンテナンス 機能	3	13	マスタ管理機能によりユーザが変更可能な項目及びマスタ管理やデータバックアップなどシステムのメンテナンスに必要な作業を記載すること。	3	15
	その他	3	14	市町所管の届出情報を容易にインポートする機能等その他の追加提案があれば，具体的に有益な提案を記載すること。	1	5
4 システム保守要件					14	70
保守要件	システム保守 要件	4	1	運用管理（バックアップの方法や過去データの保管方法なども含む）の考え方などを記載すること。	2	10
		4	2	本システムの保守を円滑に実施するための保守体制（サポート体制）について記載すること。	2	10
		4	3	現地対応が必要な障害が発生した旨県から通報があった場合の対応について，通報後何時間以内に復旧作業を開始するかということを含めて記載すること。	2	10
		4	4	本システムの安定稼動のために行う定期点検等の予防保守について，その内容を記載すること。	2	10
	7年目以降の 保守サービス	4	5	検収後7年目以降の保守サービス提供についての考え方や実現性等について記載すること。	1	5
研修要件	研修実施方法	4	6	研修スケジュール，研修内容及び研修体制について具体的に記載すること。	1	5
利用端末 数の増加	事業場情報管 理システムに アクセスする 端末の増加	4	7	事業場情報管理システムにアクセスしてデータの入力等を行う県LANWANパソコンの数が増えた場合，1台当たりのライセンス追加費用について，その考え方や具体的計算式等を記載すること。	1	5
サービス 品質保証 制度	S L A	4	8	S L Aに記載されている設定値等を満たすための運用体制などを記載すること。 また，S L Aを評価するための具体的な方法を記載すること。	2	10
その他	その他	4	9	その他追加提案があれば，具体的に有益な提案を記載すること。	1	5
5 プロジェクトの体制及びスケジュール					2	10
プロジェ クト管理	プロジェクト 管理	5	1	サービス提供開始までのスケジュール管理，コスト管理及び品質管理などのプロジェクト管理手法を具体的に記載すること。	1	5
		5	2	短期間で構築するための工夫等を記載すること。	1	5
計					60	300